

[事案 2020-250] 失効取消請求

・令和3年5月7日 裁定終了

<事案の概要>

「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置」が適用されず、保険料未納により失効したことを不服として、保険料払込の猶予と失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年10月に契約した医療保険について、令和2年8月分の保険料未納により10月に失効したが、以下の理由により、令和2年8月分から令和3年4月分までの保険料の払込みを猶予し、失効を取り消してほしい。

(1)令和2年7月頃、保険会社のホームページに、「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置」として、現在掲載されている保険料払込猶予期間の延長ではなく、保険料の払込自体を猶予する内容の案内が掲載されていたため、自分はその案内を見て、令和2年7月に保険料払込猶予を申し出ている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)当社のホームページに掲載した「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置」は、いずれも保険料払込猶予期間の延長であり、本特別措置は、令和2年2月分から同年7月分までの保険料の払込猶予期間を同年9月30日まで延長し、さらに翌年4月30日まで延長するという措置であるため、令和2年8月分以降の保険料に特別措置は適用されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、「新型コロナウイルス感染症に係る特別措置」は適用されず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。